

25賃情セ情研第1号
2025年4月3日

公表企業各位

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

公表制度通信（第49号）

平素より、弊センターの自主判定結果公表規約による公表リストをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2025年（令和7年）4月3日付で、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」（貨物等省令）等が公布されました。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/shourei/20250403_syourei.pdf

貨物等省令の一部改正に伴い、既に公表されている型番について、該非判定に変更がないか、念の為、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の貨物等省令の一部改正により、抹消を希望される場合は、自主判定結果公表規約に基づき、2025年4月18日（金）までに手続きを行って下さい。

<https://www.cistec.or.jp/kohyo/yoshiki.doc>

なお、政省令改正による抹消は、賛助会員の場合は、無料です。非賛助会員の場合は1型番につき、220円です。

2. 自主判定結果公表規約の遵守徹底と受取確認メールのお願い

大変お手数ですが、2025年4月18日（金）までに、本「公表制度通信」の受取確認及び一部抹消の有無をメールにてご連絡下さい。特にCISTECの非賛助会員で、公表企業の方は、必ず受取確認メールをお願い致します。期日までにご連絡いただけない場合、自主判定結果公表規約に基づき、今後の公表をお断りする場合がございます。ご理解の程、どうぞ宜しくお願ひいたします。

〒 105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21 新虎ノ門実業会館4階
担当部門：CISTEC 情報サービス・研修部

岸・蝦夷森
電話番号03-3593-1147